

第1章 犯則事件の調査・告発

第1 概説

1 犯則事件の調査の目的及び権限

犯則事件の調査は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることによって、市場の公正性・健全性を確保し、投資者保護を図る目的で、委員会の設置に伴い設けられた権限である。

犯則事件の調査については、大蔵大臣の権限の委任に基づいて行う証券会社等に対する検査とは異なり、委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与する全ての者に対し行使することができる。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査及び犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第38条の2、金先法第106条）並びに裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第38条の2、金先法第107条）がある。

2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第17条、金先法施行令第12条）において定められている。主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・補てん、相場操縦、内

部者取引などがある（115頁参照）。

なお、犯則事件の調査結果は、委員会職員から委員会に報告されることとなっており（証取法第223条、外証法第38条の2、金先法第119条）、委員会は犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第38条の2、金先法第122条）。

第 2 犯則事件の告発実績等

1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては、月刊雑誌「ギャンぶる大帝」の記事に係る風説の流布の嫌疑により、平成8年3月、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し臨検、搜索、差押えの強制調査を実施したほか、前記第1の1の権限に基づき所要の調査を行った。

2 告発の状況

委員会は、犯則事件の調査の結果に基づき、損失補てんの事実につき、証取法違反の罪に該当するとして告発を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔事案〕

委員会は、以下の損失補てんの事実につき、平成7年12月22日、証取法違反の罪（法第50条の3第1項（平成4年法律第87号が同5年4月1日から施行されるまでは、改正前の第50条の2第1項）若しくは第2項（同じく第50条の2第2項）、損失補てん等の禁止）に該当するとして、犯則嫌疑者（犯則嫌疑法人及びその役員8名、顧客3名）を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

- (1) 犯則嫌疑法人A証券会社及びその役職員である犯則嫌疑者Bほか7名は、いずれも法定の除外事由がないのに、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんし、又は利益に追加するため、A社のオンラインシステムの端末機操作を行うことにより、A社が自己勘定で行った株式売買取引を特定顧客から委託を受けて行った株式売買取引であるかのように仮装する方法で、平成5年2月から同6年9月にかけて、当該顧客10数名に対し合計70数回にわたり約6千7百万円の財産上の利益を提供した。
- (2) 犯則嫌疑者Cほか2名はA社a支店において取引口座を開設し有価証券の売買取引等を行っていた顧客であるが、法定の除外事由がないのに、それぞれA社の役職員である犯則嫌疑者D及びEに連絡するなどして、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供するよう要求し、前記(1)の方法により、平成5年3月から同6年6月にかけて、合計10数回にわたり約2千万円の財産上の利益を受けた。
- (注) 平成8年2月14日、被告発法人1社及び被告発人5名につき公訴の提起が行われ、同年2月19日、被告発人4名に対して略式命令が出されている。被告発法人1社及び被告発人1名については、6月30日現在、東京地方裁判所において公判係属中である。